

令和6年度 大甕小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立大甕小学校

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

I いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- いじめられている児童生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじている児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域住民や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

○いじめの態様の例

- (a) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (b) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (c) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (d) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (e) 金品をたかられる。
- (f) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (g) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (h) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの理解

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも、起こり得るという認識を持つ。また、いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多いことから、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努めるとともに、傍観者の中

からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

○教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

II いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のための組織の設置

本校において組織的にいじめの防止等に取り組むため、「学校いじめ対策委員会」及び「学校いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(1) 学校いじめ対策委員会

○本委員会は、教頭・生徒指導部・相談担当教員をもって構成する。委員長は教頭とする。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。

○いじめの相談、通報の窓口を担い、調査(関係児童生徒からの聴取)、当該児童生徒への指導を行う。

○学校において重大事態が発生し、調査主体が学校の場合、この組織を母体としつつ、必要に応じて心理や福祉の専門家を加え、当該調査を行う。学校は調査結果を教育委員会を通して市長へ報告する。

(2) 学校いじめ問題対策連絡協議会

○本協議会は、校長・教頭・学校評議員をもって構成する。

○学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に応じて適切に機能しているかについての点検・見直しを行う役割を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

本校においては、「いじめをしない、させない、許さない」の考え方を基本に、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り、いじめの防止等の取り組みを推進する。

(1) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

①児童生徒が自己肯定感を持てる場所を教職員が作り出す。(居場所づくり)

- ②主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自身が心の結びつきや信頼感を高め、自尊感情を高めていくこと。(絆づくり)
- ③児童生徒との対話の促進に努め、加害に向かいやすくなる要因の改善に努める。
- ④児童生徒に道徳心や人権意識を高める指導を展開し、それぞれのよさを認め合う学校風土づくりをする。
- ⑤児童生徒によるいじめ防止のための活動を推奨する。
- ⑥地域や関係機関と日常的な連携を推進する。(健全育成の取り組み・教育活動充実のためのネットワークの構築)
- ⑦家庭や地域に対し学校のいじめ対策についての基本方針を周知し、連携した取り組みを行う。

(2) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- ①児童生徒の出すいじめのサインの場面と視点についてとらえる。(顔色、表情、学習態度、反応、言葉遣い、持ち物、友達関係、遅刻や欠席等)
- ②いじめを受けている疑いのある児童生徒の具体的な姿について、理解する。
- ③定期的ないじめアンケートを活用する。
- ④hyper-QU検査を有効活用する。
- ⑤定期、随時の教育相談を活用する。
- ⑥保護者と情報を共有する。(電話、連絡帳、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- ⑦関係機関との連携を図る。(学校いじめ問題対策連絡協議会、幼(保)・小・中学校の情報交換等)

(3) 早期対応に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。また、重大事案につながりそうな案件については、南相馬市教育委員会学校教育課と連携した取り組みをする。

- ①いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③いじめを認知したら、他の業務に優先して、組織的対応につなげる。
- ④軽微と思われるものでも、事案について迅速に聞き取り、記録を残すことで、指導の方針、その後の対応を丁寧に行い、継続的な指導、支援を行っていく。
- ⑤少しでも重大事案につながる可能性のある事案は教育委員会へ早急に報告を行い、教育委員会と連携した取り組みをしていく。
- ⑥被害児童生徒を守り通し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ⑦謝罪や責任を問うことに終始することなく、児童生徒の人格形成に主眼を置いた指導をする。
- ⑧法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求め

る。

- ⑨いじめが解消したと思われる後も、児童生徒に聞き取りをし、保護者と継続的な連絡を行う。

(4) 地域や家庭との連携

- ①いじめに関する情報提供、啓発活動
- ②相談窓口の周知
- ③職場体験活動や交流活動等による連携

(5) 関係機関との連携

- ①教育委員会、関係機関等と連携協力した対応

※【図Ⅰ】いじめ事案への対応フロー

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

(2) 調査を要する重大事態

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - (a) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - (b) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (c) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (d) 精神疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

※【図Ⅱ】学校用 重大事態への対応フロー

※【図Ⅲ】南相馬市いじめ事案の報告に関する規準

4 いじめの防止等に関する年間指導計画

月	実態調査等	特別活動等	児童生徒の取組	PTA・関係機関との連携	教育相談体制	職員研修等
4月	いじめアンケート (生徒・保護者)	児童会組織編成	あいさつ運動 学校のきまり確認	PTA総会 学校だより等 授業参観	SCとの面談	事例研修 生徒指導全体会
5月	いじめアンケート (児童) hyper-QU検査	運動会	あいさつ運動	学校だより等 奉仕作業	SCとの面談 個別懇談	生徒指導全体会
6月	いじめアンケート (生徒・保護者)	世代間交流	あいさつ運動	学校だより等	SCとの面談	生徒指導全体会
7月	いじめアンケート (児童)		あいさつ運動	学校だより等 授業参観 学校警察連絡 協議会	SCとの面談	生徒指導全体会
8月			あいさつ運動	学校だより等 奉仕作業	SCとの面談	生徒指導全体会
9月	いじめアンケート (生徒・保護者)	宿泊活動 遠足	あいさつ運動	学校だより等	SCとの面談	生徒指導全体会
10月	いじめアンケート (児童)	世代間交流	あいさつ運動	学校だより等	SCとの面談	生徒指導全体会
11月	いじめアンケート (生徒・保護者) hyper-QU検査		あいさつ運動	学校だより等 個別懇談	SCとの面談	生徒指導全体会
12月	いじめアンケート (児童)		あいさつ運動	学校だより等	SCとの面談 個別懇談	生徒指導全体会
1月	いじめアンケート (生徒・保護者)		あいさつ運動	学校だより等	SCとの面談	生徒指導全体会
2月	いじめアンケート (児童)		あいさつ運動	学校だより等 学校警察連絡 協議会 授業参観	SCとの面談	生徒指導全体会
3月	いじめアンケート (生徒・保護者)	児童会活動反省	あいさつ運動	学校だより等	SCとの面談	生徒指導全体会

5 学校評価の取り組み

- いじめ問題に関する取り組みを学校評価項目に位置付ける。
- 「学校いじめ対策委員会」及び「学校いじめ問題対策連絡協議会」において、取り組みの検証・見直しを行うこと。
- いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止、早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に徹底する。
- 基本方針は、学校のホームページや学校だより等を活用して周知する。
- いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

6 関係機関等

関係機関等	電話番号	相談内容等
福島地方法務局 相馬支局	36-3413	・不当な差別情報等による人権相談 ・インターネット・携帯電話によるいじめの解決 (削除の申し出、発信者情報の開示請求)
南相馬警察署 生活安全課	22-2191	・少年補導、声かけ事案、街頭補導、防犯教室 など
南相馬地区学校警察連絡協議会 (事務局校:原町高等学校)	23-6196	・少年補導、街頭補導等
浜児童相談所南相馬相談室 (福島県児童相談所)	26-1135	・児童虐待相談、発達障がい相談、非行相談、 しつけ相談など
福島県教育庁 相双教育事務所 学校教育課	26-1317	・県緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ・スクールソーシャルワーカーの派遣
主任児童委員(児童委員) (南相馬市社会福祉協議会)	24-3415	・家庭環境等の把握(母子家庭、児童虐待、不 登校、非行等)
学校教育支援センター	24-1500	・生徒指導研修会など
学校適応指導教室 (原町区:やすらぎ広場) (鹿島区:さくら教室) (小高区:紅梅教室)	24-1500 46-1420 44-2530	・学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごと についての来所相談・電話相談 ・不登校(傾向)児童生徒の生活・学習改善に 向けた指導・助言 ・臨床心理士による「心のケア相談会」
家庭児童相談室 (南相馬市子育て支援課)	23-7464	・子どもの家庭における適正な養育や児童福祉 に関する相談
発達支援室 (南相馬市子育て支援課)	24-5215	・子どもの発達支援に関する相談
子育て世代包括支援センター「すこやか」 (南相馬市健康づくり課)	24-5338	・妊娠期から子育て期における妊娠・出産・子育 てに関する相談
子育て支援センター (原町区) (鹿島区)	24-4558 46-1717	・就学前の幼児を対象に、子育てに関する相談

関係機関等	電話番号	相談内容等
子どもと家庭テレフォン相談 (福島県中央児童相談所)	024(536)4152	毎日 9:00～20:00(祝日・年末年始を除く) 不登校、しつけ、非行、性格行動など子育てに 関する不安や悩みなど
ダイヤルSOS (福島県教育センター)	0120(453)141	月～金 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く) いじめ、不登校、体罰、学校生活不適応ほか教 育一般の相談
ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)	0120(916)024	24時間受付 いじめや不登校、教育に関する相談
ふくしま子どもLINE相談 (福島県教育委員会)		毎日 17:00～21:00 児童生徒の悩みをLINEで相談 ※QRコードは学校から配布
子どもと家庭メール相談 (福島県児童家庭課)		子どもに関する相談をインターネットで受付 http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/i ndex.html
福島県青少年総合相談センター (福島県青少年育成県民会議)	024-546-0006	火～土 9:30～17:30(祝日・年末年始を除く) いじめ、不登校、ひきこもりなどの相談
児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いち・はや・く)	24時間受付

(厚生労働省)		※所管の児童相談所が対応
いじめ110番 (福島県警察本部)	0120(795)110	月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く) いじめ・少年の悩みに関する相談
ヤングテレホン (福島県警察本部)	024-526-1189	月～金 9:00～17:00(祝日と年末年始を除く) 家庭、学校、友人関係など青少年の思春期の 悩みや子どもの非行問題など
インターネット少年相談 (全国少年警察ボランティア協会)		少年相談をインターネットで受付 http://zenshokyo.ecs.or.jp/soudan/
インターネット・ホットラインセンター (警察庁)		インターネット上の違法・有害情報に関する通 報受付(警察への通報やプロバイダ等への削除 依頼等) http://www.internethotline.jp/
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) 子どもの人権に関する相談
子どもの人権SOS-eメール (法務局)		子どもの人権相談をインターネットで受付 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 (なやみ言おう)	24時間受付 いじめ問題など子どものSOS全般
インターネット違法・有害情報 相談センター (総務省)		インターネット上の違法・有害情報及び安心・安 全に関わる相談(誹謗中傷、名誉毀損、人権問 題、自殺などに関する書き込みへの対応や削 除方法、その他トラブルに関する対応方法) http://www.ihaho.jp/
よりそいホットライン (岩手・宮城・福島専用) (社会的包摂サポートセンター)	0120-279-226 (つなぐ・つつむ)	24時間受付 悩みごと全般
福島いのちの電話 (日本いのちの電話連盟)	024-536-4343	毎日 10:00～22:00、第3土曜日 24時間 悩みごと全般
チャイルドライン (チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00(年末年始を除く) 18歳までの子どものための悩みごと相談